

食事券の回収・振込 | 振込の流れ

食事券を換金センターへ送付後、約40～50日後に加盟店登録時にご登録いただいた指定された口座へ入金。
※延長が決定した時点で、入金期間も延長し、換金回数もそれぞれ設定。次ページの入金スケジュールを参照。

加盟店用食事券取扱マニュアル（2022年5月16日更新版）

加盟店より換金センターへ換金用封筒が到着してから振込までのスケジュールは以下を予定しています。

※換金が集中した場合や送付内容の不備、口座情報の不備等の影響で、振込が遅れる可能性があります。

※**換金センターに封筒が到着した順**に換金手続きを行います。

※入金額に異議申し立てがある場合は、**入金日から起算して10営業日以内に限り受け付け**します。

10営業日を過ぎてからの異議申し立てには一切応じることができません。

※**振込名義人名は「Go To Eatキャンペーン愛知県事務局」「Go To Eatキャンペーンアイチケンジムキョク」と記載**されます。

【換金受付期間】

2022年3月19日（土）～ 5月31日（火） ※換金センター到着日基準

【1加盟店あたりの換金回数】

・2022年3月19日～5月31日必着分まで・・・1加盟店あたり**5回換金**可能（換金用封筒：オレンジ色）
伝票1枚ごと1件のお振込となります。換金センターへの発送のタイミングは各自で決めることができます。
最後に一括発送も可能です。

※**オレンジ色の換金用封筒・伝票を多めに(6回分)お送りしていますが、1加盟店につき5回までしか換金できません。**

日程	換金用封筒の換金センター到着日	予定振込日	換金用封筒の色	1加盟店あたりの換金回数
1～27	2020年10月16日(金)～ 2022年3月18日(金)	振込済み		
換金受付期間				
28 ～ 32	2022年3月19日(土)～2022年5月31日(火)	換金センター到着から 約40～50日以内に振込予定 ※最終振込予定日※ 2022年6月27日（月）	オレンジ色	5回

<最終換金受付：2022年5月31日（火）換金センター必着>

・2022年6月1日（水）以降の換金センター到着分は、一切換金ができません。

・2022年3月19日（土）以降は、従前のピンク・緑色・黄色・青色の換金用封筒では換金できません。

上記のスケジュールを設定しつつ、最終換金受付期日を過ぎての換金をできるだけ防ぎ、期日を過ぎてからの換金申請にも対応できるようにするために、以下の対策を実施した。

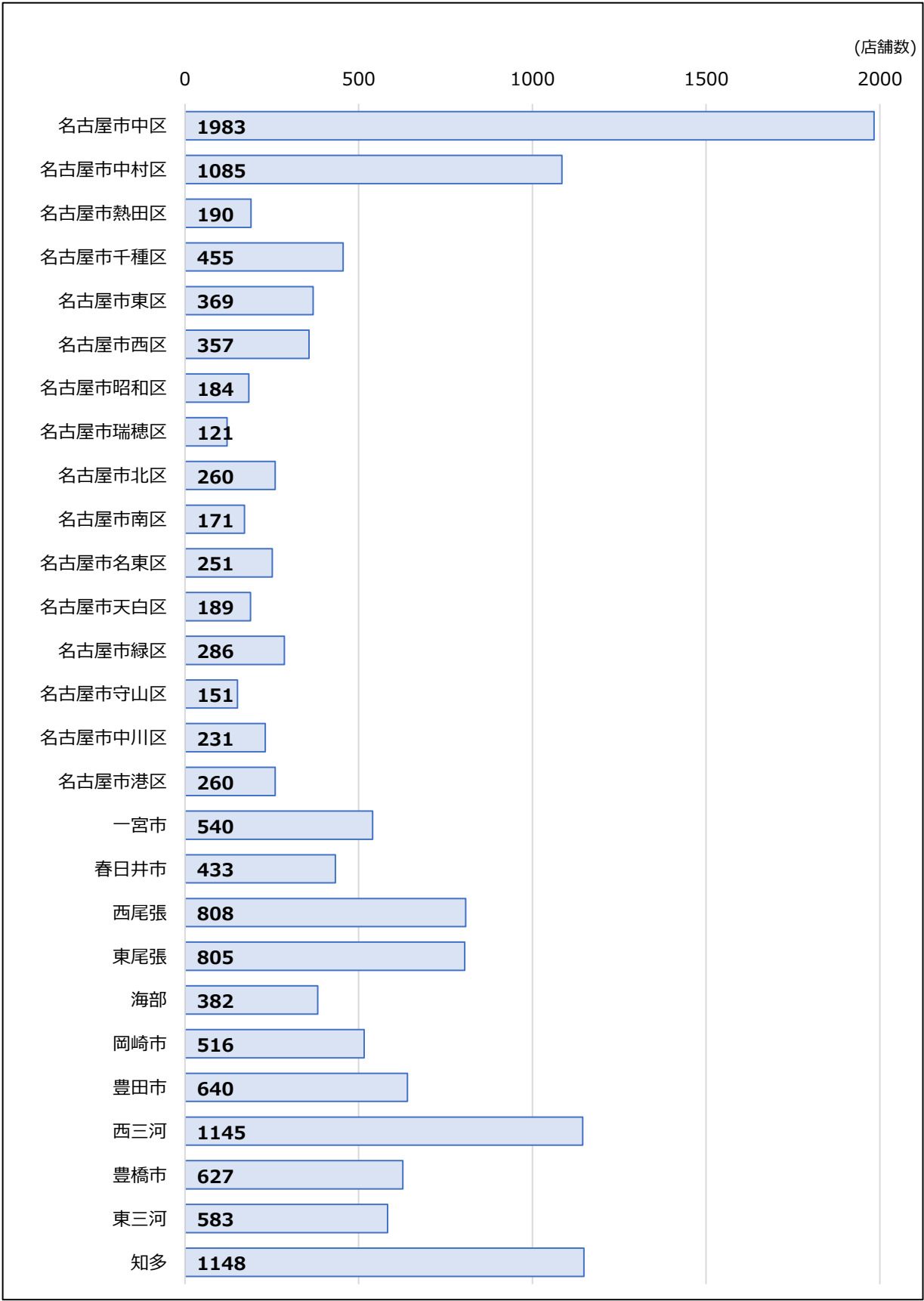
- ①換金期日をしっかりと周知するため、換金期日のHPにお知らせを掲載し、加盟店へメール・電話での周知を行った。
- ②間に合わなかった飲食店の救済回として、第33回目の振込スケジュールを設定（情報公開はせず）

食事券の回収・振込 | 振込スケジュール

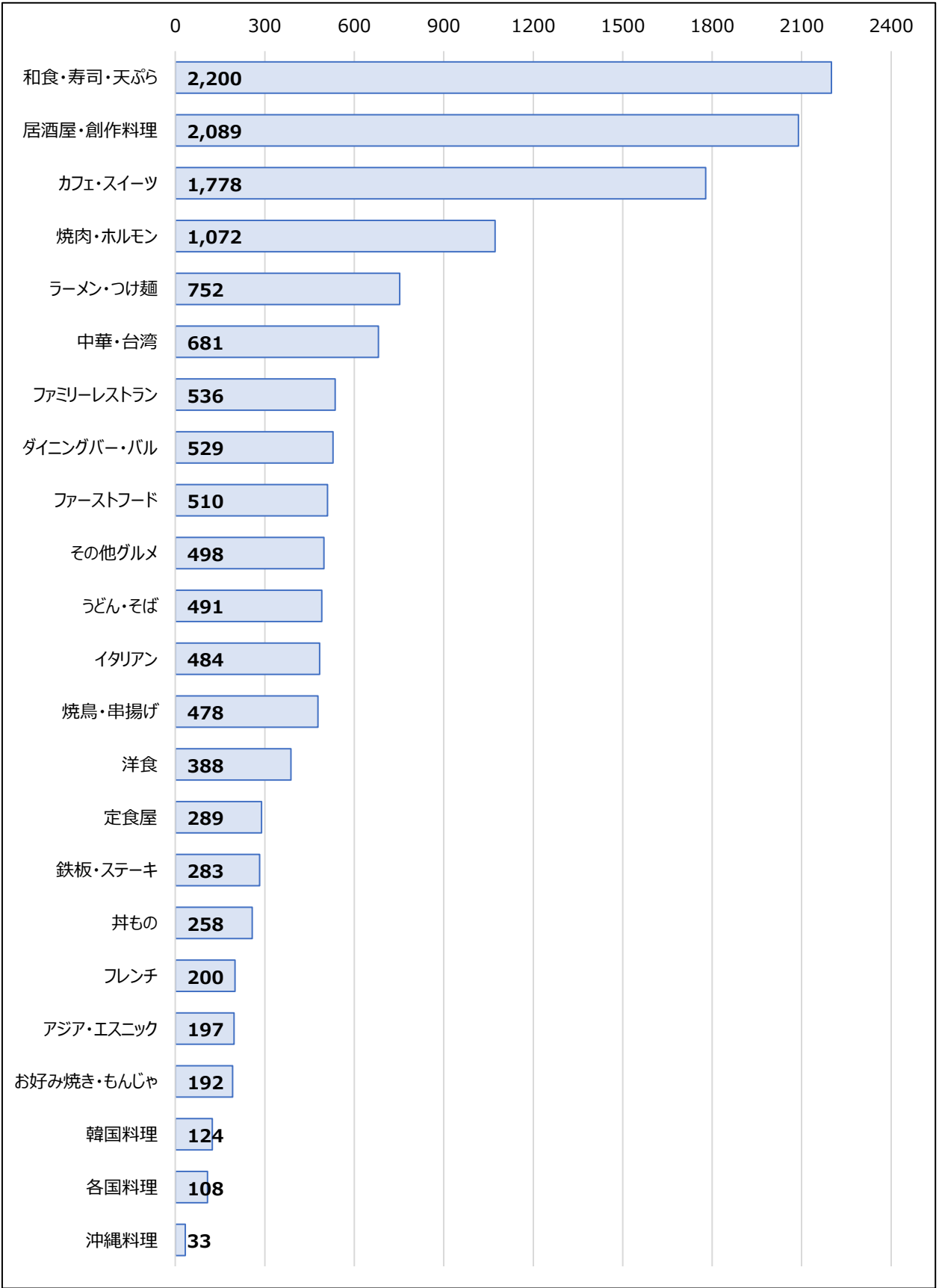
日程	加盟店	三菱UFJ銀行		
	加盟店から換金センターへ送付期間 ※換金センターへの到着日基準	振込日	1加盟店あたりの 可能振込回数	利用封筒
1	10月16日（金）～11月3日（火）	11月27日（金）	8回	ピンク
2	11月4日（水）～12月3日（木）	12月24日（木）		
3	12月4日（金）～12月17日（木）	1月13日（水）		
4	12月18日（金）～1月6日（水）	1月28日（木）		
5	1月7日（木）～1月20日（水）	2月10日（水）		
6	1月21日（木）～2月3日（水）	2月24日（水）		
7	2月4日（木）～3月5日（金）	3月30日（火）		
8	3月6日（土）～4月9日（金）	4月28日（水）		
9	4月10日（土）～4月27日（火）	5月26日（水）	6回	緑
10	4月28日（水）～5月11日（火）	6月7日（月）		
11	5月12日（水）～5月27日（木）	6月21日（月）		
12	5月28日（金）～6月10日（木）	7月7日（水）		
13	6月11日（金）～6月25日（金）	7月19日（月）		
14	6月26日（土）～7月9日（金）	8月5日（木）		
15	7月10日（土）～8月10日（火）	9月8日（水）	8回	黄
16	8月11日（土）～9月10日（金）	10月8日（金）		
17	9月11日（土）～10月14日（金）	11月12日（金）		
18	10月15日（金）～10月27日（水）	11月26日（金）		
19	10月28日（木）～11月10日（水）	12月9日（木）		
20	11月11日（木）～11月24日（水）	12月22日（水）		
21	11月25日（木）～12月8日（水）	1月14日（金）		
22	12月9日（木）～12月24日（金）	1月28日（金）		
23	12月25日（土）～1月20日（木）	2月14日（月）	5回	青
24	1月21日（金）～2月1日（火）	3月2日（水）		
25	2月2日（水）～2月15日（火）	3月14日（月）		
26	2月16日（水）～3月1日（火）	3月28日（月）		
27	3月2日（水）～3月18日（金）	4月14日（木）		
28	3月19日（土）～3月30日（水）	4月26日（火）	5回	オレンジ
29	3月31日（木）～4月14日（木）	5月19日（木）		
30	4月15日（金）～4月30日（土）	6月2日（木）		
31	5月1日（日）～5月16日（月）	6月10日（金）		
32	5月17日（火）～5月31日（火）	6月27日（月）		
33 （救済措置用）	6月1日（水）～6月10日（金）	7月5日（火）		

飲食店の加盟・募集

■エリア別の加盟店数実績（加盟店登録数：14,170店舗）

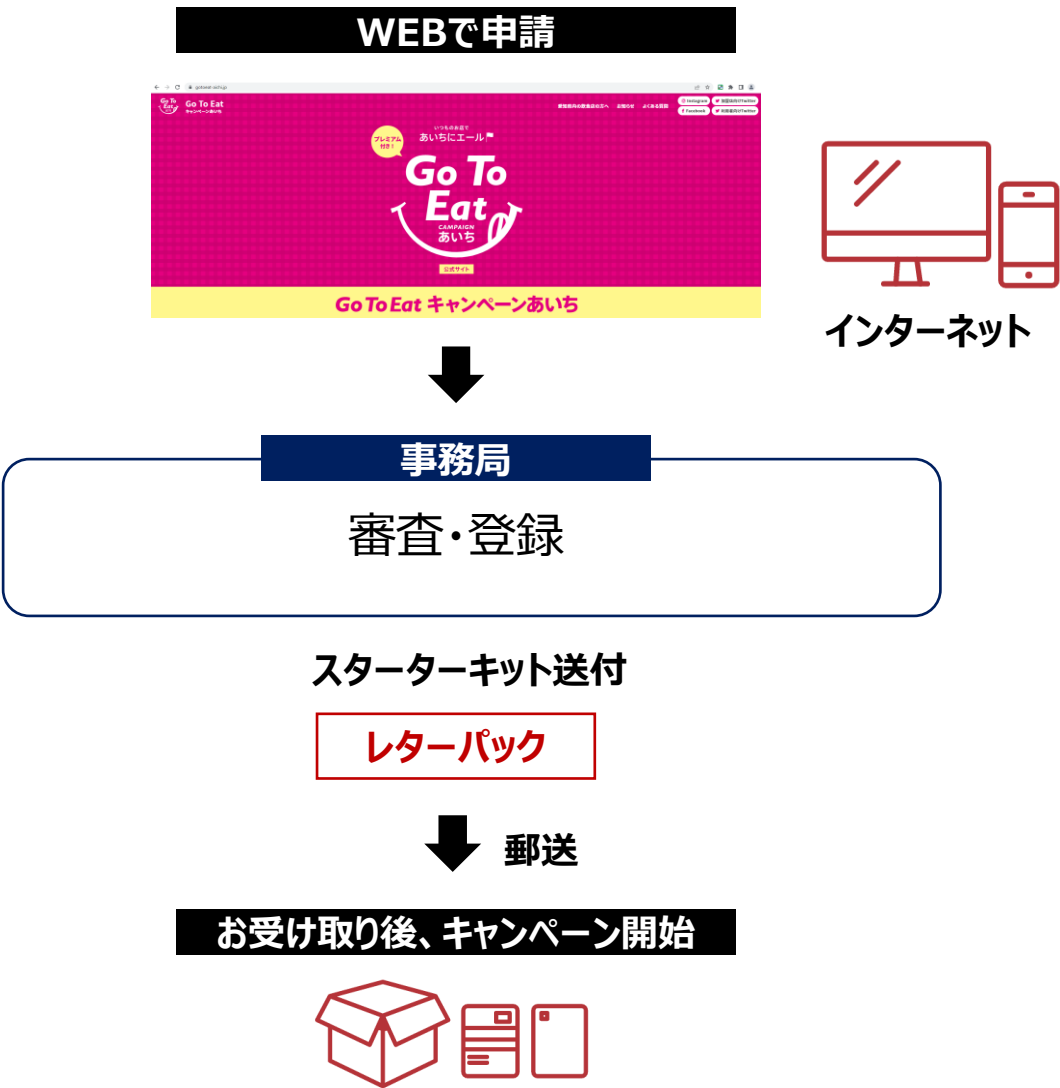


■業態別の加盟店数実績（加盟店登録数：14,170店舗）



■加盟店登録申請のフロー

GoToEatキャンペーンあいちの公式ホームページに加盟店登録申請サイトを設置、申請はWEB申請のみで対応。



■加盟店募集の業務連携

加盟店の募集においては、「Go To Eat キャンペーン」愛知県事務局選定委員会である愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商店街振興組合連合会にも支援をいただき、各団体に所属する事業者へキャンペーンの参加協力依頼を、募集チラシを用いて実施した。

【加盟店募集チラシ】



飲食店の加盟・募集 | 加盟店登録の流れ

GoToEatキャンペーンあいちの公式ホームページに加盟店登録申請サイトを設置、申請はWEB申請のみで対応。
登録は2020年9月16日（火）～2022年4月15日（日）の期間で実施。

STEP①

GoToEatキャンペーンあいち 公式ホームページ
https://www.gotoeat-aichi.jp 内の
『愛知県内の飲食店の方へ』をクリック

10件以上を一括で登録をする場合は
メールにて登録フォームを送信（後述）



STEP②

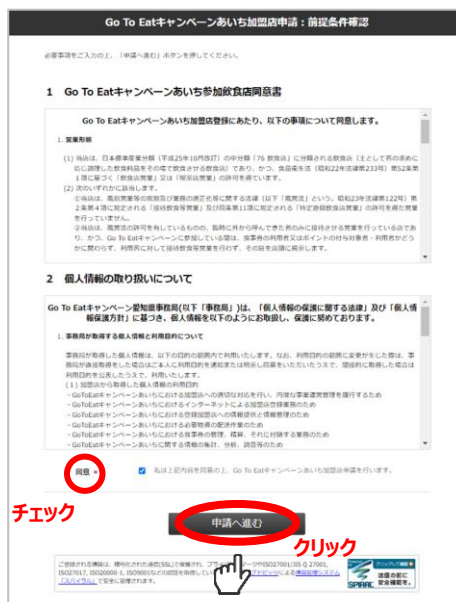
加盟店登録資格※1を確認し、
『加盟店登録申請へ』をクリック



STEP③

下記をスクロールし、内容の確認

1. Go To Eat キャンペーンあいち参加同意書※2
 2. 個人情報の取り扱い※3
- ・同意欄に『✓』を入れる
 - ・『申請へ進む』をクリック



STEP④

申請フォームに情報を入力
後、『申請する』をクリック

STEP⑤

登録内容を確認し、
『申請する』
をクリック

◆申請内容

【店舗情報】

店舗名
店舗名(ふりがな)
食品営業許可番号
食品営業許可証有効期限
住所
電話番号

【運営会社情報】

会社名 / 部署名
電話番号
担当者名
担当者名(ふりがな)
メールアドレス※任意

【口座情報】

銀行名 / 銀行コード番号
支店名 / 支店コード番号
口座種別
口座番号 / 受け取り人名

【スターターキット送付先】

住所
電話番号
担当者名

STEP⑥

- ◆複数登録店舗なし：『閉じる』をクリック
- ◆複数登録店舗あり：『次の登録店舗へ進む』をクリック

STEP⑦

メールアドレスを登録した場合のみメール配信

加盟店登録申請完了後、
事務局にて加盟店の資格があるかを審査

◆登録資格あり

申請フォームにて登録をしたスターターキット送付先へ
7営業日以内に**スターターキットを送付⇒登録完了**
(スターターキットが到着次第、加盟店用食事券取扱
マニュアルを一読し、食事券を受け取る)

◆登録資格なし

事務局より電話・メールにて登録ができない旨をご案内

【一括での登録申請のフロー（10店舗以上）】

10店舗以上を一括で登録申請を希望する加盟店においては、GoToEatキャンペーンあいちの公式ホームページ内にて、一括申請が可能である事を周知。申請の手順は、下記の流れで対応。

【STEP1】事務局へ一括申請希望のメールを送付いただく

【STEP2】事務局より、①一括加盟店登録申請申請フォーム P.37-※4 ②一括加盟店登録申請誓約書 P.37-※5
③個人情報の取り扱いに関する同意書 P.38-※6 の3点をメールにて申請者へ送付

【STEP3】上記①～③の各種様式に記入・入力いただき、事務局へメールで提出

【STEP4】事務局がデータを受理し、審査・登録の手続きを進める

【STEP5】審査通過後、希望する送付先へスターターキットを送付

飲食店の加盟・募集 | 加盟店登録の流れ

※1 加盟店資格

- ①日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。（愛知県内の飲食店に限る）
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。

※2 【Go To Eatキャンペーンあいち参加飲食店同意書】

1. 営業形態

- (1) 当店は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- (2) 次のいずれかに該当します。
 - ①当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
 - ②当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eatキャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

2. 行政への協力

- (1) 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- (2) 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- (3) 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- (4) 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意します。

3. ガイドラインに基づく取組等

- (1) 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- (2) 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。※ 飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- (3) 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- (4) 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりのやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。※ 取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
- ※ 上記ガイドラインに基づく取組等に加え、愛知県の「安全・安心宣言施設」制度の活用が推奨されます。

4. 不正取引防止

- (1) 加盟店の参加登録資格の偽装、実態のない店舗ではありません。
- (2) 食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) 食事券の再販、再流通を致しません。
- (4) 食事券の偽造・悪用・濫用は致しません

5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。

6. 加盟店用食事券取扱マニュアルの遵守

当店は、Go To Eatキャンペーンあいち加盟店用食事券取扱マニュアルの内容を遵守します。

<https://gotoeat-aichi.jp/restaurant/pdf/manual.pdf>

7. 参加登録の取消

当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はGo To Eatキャンペーン愛知県事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eatキャンペーン愛知県事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

※3 【個人情報の取り扱いについて】

1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

(1) 加盟店から取得した個人情報の利用目的

- ・GoToEatキャンペーンあいちにおける加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ・GoToEatキャンペーンあいちにおけるインターネットによる加盟店登録業務のため
- ・GoToEatキャンペーンあいちにおける登録加盟店への情報提供と情報管理のため
- ・GoToEatキャンペーンあいちにおける必要物資の配送作業のため
- ・GoToEatキャンペーンあいちにおける食事券の管理、精算、それに付随する業務のため
- ・GoToEatキャンペーンあいちに関する情報の集計、分析、調査等のため
- ・GoToEatキャンペーンあいちにおける関係省庁への報告等を行うため
- ・GoToトラベル事務局への情報提供を行うため

2. 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。

3. 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

4. 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について

- ・名称：GoToEatキャンペーン愛知県事務局
- ・所在地：愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12グローバルゲート6階
- ・連絡先：個人情報相談窓口

5. 個人情報の開示等に関する請求について

- (1) 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います）を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。
- (2) 開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

6. 個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

住所：愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12グローバルゲート6階
電話：052-433-3680（平日10:00～17:00土日祝除く）
名称：GoToEatキャンペーン愛知県事務局個人情報相談窓口

7. 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本飲食業産業消費喚起事業（GoToEatキャンペーンあいち）をご利用できません。あらかじめご了承ください。

8. 個人情報が漏洩した場合

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

2020年9月1日現在

飲食店の加盟・募集 | 加盟店登録の流れ

※4 【一括加盟店登録申請申請フォーム】

[一括加盟店登録申請フォーム](#)

この度は、GoToEatキャンペーンあいちの加盟店登録にご協力頂きありがとうございます。
注意事項をご確認いただき、必要事項（必須は必ず）にご記入の上、下記宛先へメール送信をお願い致します。
※シートのパスワード「52110」は変更しないでください。
万が一変更された場合にはその旨を別メールにてお知らせください。

【記入後の送信先】

件名:	【申請担当会社名】一括加盟店登録申請について
メールアドレス:	gotoeat-aichi@itb.com

【記入時注意事項】

※1) 店名、住所、営業時間、電話番号、URL、WebサイトURLの情報は必ず各サイトの登録情報に記載されます。正確にご記入下さい。
特に店名は必ず番号までご記入ください（例）「肉肉肉いち名倉書店」、NG：「名倉書店」。

◆食品店営業可能 完全ご記入下さい。許可の範囲は12～3456

◆食品店営業可能(短時間) 営業時間短縮の有無期間を必ずお読み頂き〇〇月〇〇日〇〇日という形で記入ください。例）肉肉肉いち名倉書店 月曜～金曜 09:00～18:00 土曜 09:00～17:00 日曜・祭日 09:00～17:00

◆食品店等への配達となりますので、配達のご注意にも正確にご記入下さい。

◆銀行コード 銀行の支店の方で下記のように、店番号・支店番号、口座番号7桁（郵便番号5桁）を必ず3桁ご記入下さい。

※2) はこちらをご覧ください。 <http://www.bank-japan.jp/portal/guide/notice/branch/branch.html>を必ずご確認ください。

[illegible]

※5 【一括加盟店登録申請誓約書】

Go To Eat キャンペーンあいち一括加盟店登録申請誓約書

Go To Eat キャンペーンあいち一括加盟店登録申請にあたり、以下の事項について各参加飲食店が遵守することを誓約します。

1. 營業形態

- (1) 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じて調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を取得して営業している。
- (2) 次のいずれかに該当する。
- ① 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊藝場飲食店営業」の許可を得た営業を行っていない。
- ② 当店は、風俗法の許可を有しているものの、臨時に外から参加できなかったものに接待させる営業を利用している店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに準じている間は、食事の提供者又はポイントの付与対象者・利用者がどうにかに関わらず、利用者に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に提示する。

2. 行政への協力

- (1) 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づき協会の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づき要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- (2) 当店は、Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことに際しては、協会の要請に応じて、速やかに対処します。
- (3) 当店は、感染予防対策の徹底推進を行うに当たり、協力者を協力します。
- (4) 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗と一致した場合はその旨をGo To トリプル事務局に報告するとともに同意します。

3. ガイドラインに基づく取組等

- (ハ) 当店は、「飲食業の感染継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- (ニ) 当店は、「換気」、「扉管理」、「三密」に配慮したクスタへの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
- 店内入口や手洗い場所における手消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（意・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの）で区切り、かつ、カウンター席は、他グループの客同士が密着し1 m以上の間隔を空けて配置する。
- ※ 飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、密着し1 m以上の間隔を空けて配置することとまでは求められない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

- (3) 当店は、カウチ設備を有している場合であっても、食事券の利用者はまた泊りの付付対象者・利用者かどうかに関わらず、利用中に当該設備を使用できません。
- (4) 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
- 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の手に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に驚がやない大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
- ※ 取組内容の両面掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
- ※ 上記ガイドラインに基づく取組に加え、愛知県「安全・安心宣言施設」制度の活用が推奨されます。
- 不正取引防止
- (1) 加盟店の参加登録資格の偽装、実態のない店舗ではありません。
- (2) 食事券の自己取引、架空取引、虚偽発行は行いません。
- (3) 食事券の再販、再流通を致しません。
- (4) 食事券の偽造・悪用・濫用を致しません。

- 反社会的勢力であること又はその表明・確約
- (1) 法人等（個人、法人又は団体を含む。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店長もしくは営業所（常時業務に關する職務をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の職務に關する者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を含む。以下同じ。）又は暴力団員（同法（平成3年第6号）に規定する暴力団員を含む。以下同じ。））ではあるが、自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を以て、暴力団員に依頼し、又は暴力団員に指示をすること
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に依頼し、又は暴力団等に供託し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、又は資金等を供給し、
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員にそのことを知りながらその不正に利用するなどしていません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不相当なべし関係を有していない。

- 食事券取扱マニュアルの遵守
当店は、Go To Eat キャンペーンあいち食事券取扱マニュアルの内容を遵守します。

- 参加登録の取消**
当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は Go To Eat キャンペーン愛知事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン愛知事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

Go To Eat キャンペーンあいち一括加盟店登録申請にあたり、
以上の事項について各参加飲食店に周知し、遵守させることを誓約します。

申請会社名・代表者の氏名・印印欄

※6【個人情報の取り扱いに関する同意書】

個人情報の取り扱いに関する同意書 GoToEat キャンペーンあいち事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱し、保護に努めております。 1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について 事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。 (1) 加盟店から取得した個人情報の利用目的 ・GoToEat キャンペーンあいちにおける加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため ・GoToEat キャンペーンあいちにおけるインターネットによる加盟店登録業務のため ・GoToEat キャンペーンあいちにおける登録加盟店への情報提供と情報管理のため ・GoToEat キャンペーンあいちにおける必要物資の配送作業のため ・GoToEat キャンペーンあいちにおける食事券の管理、精算、それに付随する業務のため ・GoToEat キャンペーンあいちに関する情報の集計、分析、調査等のため ・GoToEat キャンペーンあいちにおける関係省庁への報告等を行うため ・GoTo トラベル事務局への情報提供を行うため 2. 委託について 事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。	3. 第三者提供について 保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき 4. 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について ・名称：GoToEat キャンペーンあいち事務局 ・所在地：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 6 階 ・個人情報保護管理者：山本 規之 ・連絡先：個人情報相談窓口 5. 個人情報の開示等に関する請求について (1) 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います）を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。 (2)開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。 6. 個人情報相談受付窓口
事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。 住所：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 6 階 電話：0 5 2－4 3 3－3 6 8 0（平日 10:00～17:00 土日祝除く） 名称：GoToEat キャンペーンあいち事務局個人情報相談窓口 7. 個人情報の提供の任意性 事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本飲食産業消費喚起事業（GoToEat キャンペーンあいち）をご利用できません。あらかじめご了承ください。 8. 個人情報が漏洩した場合 万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡いたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。 上記内容に各参加飲食店より同意を得たことを約束いたします。 記入日・申請会社名・代表者の署名・捺印欄 年 月 日 	

問合せ対応・コールセンター
